

阪堺電車がカフェに！？おひとり様でもお気軽に
「特製スイーツ御膳を味わいながら
初夏の阪堺沿線を楽しむ旅」を開催します

阪堺電気軌道株式会社（社長：外浜 道明／本社：大阪市住吉区）では、『特製スイーツ御膳を味わいながら初夏の阪堺沿線を楽しむ旅』を平成29年5月24日（水）に実施します。

このツアーは、地元で人気の洋菓子店「フローレンス」の焼き菓子やケーキ、また珍しい高野豆腐プリンなど、盛り沢山な内容を詰め込んだツアー特製のスイーツ御膳を味わいながら、初夏の阪堺沿線を楽しんでいただく内容になっております。また、終点の恵美須町駅から徒歩すぐの通天閣の展望入場券も付いておりますので、車窓や展望台から初夏の阪堺沿線をお楽しみください。

詳細は、以下のとおりです。



ツアー特製オリジナルスイーツ御膳（イメージ）



「ケーキ工房 フローレンス」あびこ本店

大阪市住吉区苅田7-9-19 定休日／元旦※臨時休業あり

TEL. 06-6696-3580 ☎0120-01-3580

営業時間／9:00～21:30 支店／沢ノ町店・天美店

HP／<http://www.florence-cake.jp/>



特製スイーツ御膳を味わいながら初夏の阪堺沿線を楽しむ旅

1. 開催日 平成29年5月24日(水)
2. 集合 天王寺駅前駅 13:40
3. 内容 (1)天王寺駅前駅から貸切電車 乗車
(途中、浜寺駅前・我孫子道車庫で休憩有り)
(2)貸切電車車内でツアー特製のスイーツ御膳をご賞味ください。
(飲み物は、コーヒーまたはミネラルウォーターになります)
(3)我孫子道車庫では、日本で現役最古の電車「モ161形車」をバックに記念撮影ができます。
(4)恵美須町駅到着後には、通天閣展望台から大阪の街をご観賞いただけます。
(解散後、自由行動)
4. 解散 恵美須町駅 16:20頃
※通天閣展望台へは、各自で移動していただきます。
5. ツアー代金 1人 2,800円(税込)※大人・小児とも同額
【ツアー代金に含まれるもの】乗車運賃、スイーツ代、通天閣展望台入場券など
※車内への飲食物の持ち込みは可能です。
6. 募集人員 30人※最少催行人員16人
7. 行程 天王寺駅前駅(14:00頃発)⇒(貸切電車)⇒ 浜寺駅前駅(14:50頃着)⇒
トイレ休憩 ⇒ 浜寺駅前駅(15:10頃発)⇒ 我孫子道車庫(15:35頃着)
⇒ トイレ休憩・記念撮影 ⇒我孫子道車庫(15:55頃発)⇒ 恵美須町駅
(16:20頃着)⇒ 通天閣展望台(徒歩移動:自由行動)
8. お申込み インターネット・電話で受付いたします。
【インターネット】受付期間:平成29年4月19日(水)10時~5月12日(金)17時まで
URL: <http://www.hankai.co.jp/>
【電話】受付期間:平成29年4月21日(金)10時~5月12日(金)17時まで
TEL: 旅行企画課 06-6675-0028(平日:9時~17時30分)
受付時に参加者のお名前(参加者全員)・人数・年齢・住所・連絡先などをお伺いします。
9. その他
 - ・予約確定の際に入金方法等をご案内いたします。
 - ・当日の運行状況などにより、急遽イベント内容を変更・中止する場合があります。
 - ・当日は、報道機関等の取材が行われる場合があります。
10. お問い合わせ先 阪堺電車 旅行企画課
TEL: 06-6675-0028(平日:9時~17時30分)

11. 主催 阪堺電気軌道株式会社（大阪府知事登録旅行業 第2-2771号）

12. 協力 南海電気鉄道株式会社

13. 協賛 株式会社フローレンス、通天閣観光株式会社

お客さまへのご案内【募集型企画旅行】						
1. 旅行の申込み	当社所定の申込書等に所定の事項を記入し、お申込金又は旅行代金全額を添えてお申し込いただけます。					
2. 取消料	お客様は下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。尚、当社の責とならない事由による取消しの場合も下記の取消料を頂きます。					
	旅行開始日の前日から起算して		前日	当日 (旅行開始前)	旅行開始後および 無連絡不参加	
	10日～8日前	7日～2日前				
	取消料率	20%	30%	40%	50%	100%
	お客様の都合で出発日の変更・人員減の場合も取消料を頂きます。					
3. 旅行内容の変更、 旅行の中止	当社は、天災地変・暴動・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令などの事由でパンフレットの旅行日程どおりの実施が不可能なときは、当該旅行の実施を中止することがあります。					
4. 添乗員等	添乗員が同行し、ご案内いたします。					
5. 特別補償	当社は、当社の責任が生じるか否かを問わず、募集型企画旅行契約の特別補償規定で定めるところにより、お客様がその生命・身体又は手荷物等の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。					
6. その他・基準期日	この旅行条件は、平成28年7月1日現在を基準としております。					
旅行企画・実施	大阪府知事登録旅行業 第2-2771号 阪堺電気軌道株式会社 大阪市住吉区清水丘3丁目14番72号 国内旅行業務取扱管理者：松本 圭晃					

以上